



JAL不当解雇撤回ニュース

No423号 2015.01.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

東京高裁も、安全運航を脅かす JAL の違法体質を断罪して下さい

1月22日不当労働行為裁判控訴審 組合側意見陳述・古川 CCU 委員長

不当な支配介入を断罪した地裁判決が、現場労働者を大きく励ます

昨年8月28日に出された地裁判決は、経営に対して立場の弱い労働者に与えられた「労働三権」を当然の権利として認め、東京都労働委員会の決定を維持し、当時の管財人らの行為を違法と認めるものでした。この労働組合活動への不当な介入を断罪した判決は、現場労働者を大きく励ますものとなりました。



「整理解雇は断じて許さない」組合員の強い意志の現れが、争議権の高率確立に

今回の事件が起こった2010年11月16日には、CCUは整理解雇の回避に向けた真摯な協議の実現にむけ、争議権を確立するための組合員投票を行っていました。職場でも管財人代理らによる同様の不当労働行為が何度も繰り返されていたので、運航乗務員の職場と同じく、不安は高まり、職場は混乱しました。

そのような中でも投票は継続され、争議権が高率で確立できたのは、整理解雇は断じて許さないという組合員の強い意志の現れであり、高率で確立することが解雇回避のための実質的な協議の場に日本航空をつかせることになる信じていたからです。

また、乗員組合よりも投票開始時期が若干早く、今回の事件の時点ですでにかなりの数の投票が行われていたことも大きく影響しました。

JALの信頼回復と再生の為に懸命に働き、労働条件切り下げを受け入れてきた

更生手続の開始が決定された2010年1月19日、CCUは、再生計画に嘔われている『安全性のさらなる向上』に寄与できる客室乗務員の職場にしていくためにも、労働組合として取り組んでいく」との声明を出しました。その後も私達は客室の職場で、日本航空の信頼回復と真の再生のために、懸命に働いてきました。

また、CCUは数々の労働条件の切り下げ提案を受け入れ、客乗職においては4割に近い賃金の減額になる新人事賃金制度の提案についても最大限の協力を行ってきました。

争議権確立も行使も、職場の民主的な論議を経て判断することがCCUの方針

争議権は、憲法で保障された労働者の権利であると同時に、団結の証です。私達CCUは、要求を実現するために争議権をかける場合は、常に職

場から選ばれた代議員も含めた民主的な論議を行い、組合大会で決定しています。さらに投票によって争議権を確立した後、その行使をするか否かについても、慎重に判断することを基本にこれまでも活動してきました。当時もそうした論議を経た方針でしたし、今後もその考えに変わりはありません。

労働組合の役割は、安全運航を脅かす経営施策のチェック機能を果たす事

航空産業に働く者には、空の安全と公共性を守る責任があります。労働組合の果たすべき重要な役割は、安全運航を脅かす経営施策に対しチェック機能を果たすことであり、私たち CCU は常にその立場で取り組んで参りました。

事故後も破たん後も一向に改善されていない JAL の違法体質

日本航空はこれまで数多くの航空機事故を経験し、尊い命を犠牲にしてきています。事故の背景のひとつには、会社の労働組合敵視の労務政策が存在しており、その都度、経営姿勢が問われてきた歴史があります。私達は破綻以降、新たな局面でこれまでの労務政策も大きく転換されることを期待しましたが、物言う組合への差別や排除、堂々と行われる不当労働行為や違法体質は残念ながら、一向に改善されていません。

新人採用の一方で被解雇者はそのまま、職場の活力喪失を意味する「大量退職」

2012年に東京地裁で更生手続下における整理解雇を有効とする判決が出されて以降、2000名に及ぶ客室乗務員が採用され、3人にひとりが新人という職場になっています。しかし、解雇された者達を職場に戻すという判断はされていません。経営は退職者数を明らかにしていませんが、

年間600名に近い客室乗務員が退職しています。また、運航乗務員も2011年以降150名が自主退職しています。破綻前にこのような社員の流出はなく、再建されたといっても、職場が活力を失っていることの現れだと言わざるを得ません。

違法体質の是正が安全運航を確立し、健全な労使関係が真の再生につながる

現在日本航空が抱えている全ての係争事件が解決されることが、社員の活力を取り戻すことになることは間違いありません。また、違法行為や違法体質が正されてこそ、安全運航の基盤が確立されると考えます。そして健全な労使関係の構築が日本航空の真の再生につながると私は確信しています。

ILOもこの裁判の動向を注視している

運航乗務員・客室乗務員の解雇については、国際労働機関（ILO）結社の自由条約87号と団体交渉促進条約98号違反として2011年4月にILOへの申し立てが受理され、2012年6月には一次

勧告が、さらに2013年には二次勧告ともいえるフォローアップ見解も出されています。

昨年8月28日の地裁判決は、ILOにも追加情報として提供しており、この裁判の動向についてはILOにも注視されているところです。

高等裁判所におかれましても、公正、公平な判決を下して頂きますよう切に願うものです。よろしくお願い致します。

注：見出しは編集部で付けました。

